

## 社会福祉法人松壽会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 松壽会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、移動交通費規程に準ずる額

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、定期的に法人職務に当たる場合に限り別表第3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 理事長・業務執行役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- 2 理事長・業務執行理事を除く役員等に対する報酬は、当該会議に出席した回数を集計し、毎年3月31日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表1（日常的な業務を行う役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	日額 30,000 円（月額上限 240,000 円）
業務執行理事	日額 20,000 円（月額上限 80,000 円）
理事（業務執行理事除）	日額 10,000 円（月額上限 40,000 円）
監事（監査等指導報酬）	日額 15,000 円（月額上限 60,000 円）

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2（理事会・評議員会への出席報酬等 ただしオンライン開催を除く）

	報酬の額
理事会出席報酬	日額 5,000 円
評議員会出席報酬	日額 5,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、定期的に所属する施設を除く法人職務に当たる場合に限り職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 160,000 円
業務執行理事	月額 80,000 円
理事（業務執行理事除）	月額 40,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする